

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第2部門第5区分
【発行日】平成29年1月5日(2017.1.5)

【公開番号】特開2014-169073(P2014-169073A)
【公開日】平成26年9月18日(2014.9.18)
【年通号数】公開・登録公報2014-050
【出願番号】特願2014-36355(P2014-36355)
【国際特許分類】

B 6 2 M 9/1342 (2010.01)

【F I】

B 6 2 M 9/1342

【手続補正書】

【提出日】平成28年11月18日(2016.11.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0071

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0071】

前記実施形態において、前記傾動インターフェースは、モータケーシング30の支持シェル26の形態に形成されて、ベース体12にヒンジ接続される。前記目的のために、第5のピン要素25は、支持シェル26のうちの互いに反対側に位置する2つの座部25bに自由に回転可能に係合する、2つのハーフピン25aで構成される。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0077

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0077】

第2の実施形態および第3の実施形態では、モータケーシング30の支持シェル26が、ベース体12に接続固定されている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0078

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0078】

図4に示す第3の好ましい実施形態について詳細に述べる。前記実施形態では、モータケーシング30の出力シャフト29と介在関節要素36との間に、第2のクリアランス復元ばね35が設けられている。第2のクリアランス復元ばね35は、第1の端部が出力シャフト29に留められており、他方の端部が介在関節要素36に留められている。